

# 佐野市有地売払い要領

## ●一般競争入札売払物件

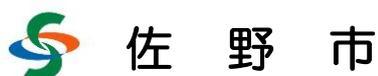
《7-1》【土地】佐野市葛生東二丁目 2540 番 1 (宅地) 551.00 m<sup>2</sup> (約 166 坪)

【建物】佐野市葛生東二丁目3番 25 号 ① (住宅) 49.58 m<sup>2</sup>

② (住宅) 49.58 m<sup>2</sup>

③ (住宅) 49.58 m<sup>2</sup>

④ (車庫) 45.00 m<sup>2</sup>



〒327-8501

【郵送先】佐野市高砂町1番地 (住所記載不要)

【事務所所在地】佐野市高砂町1番地 佐野市役所4階

総合政策部 財産活用課 財産活用係

TEL 0283-20-3050 FAX 0283-21-5120

## — 目 次 —

○市有地売払い（一般競争入札）のながれ	2
1 売払い方法	3
2 入札参加資格	3
3 売払い物件（現地説明会日時）	4
4 入札方法等	4
（1）申込期間・書類	4
（2）申込方法	5
（3）入札保証金の納付	6
（4）入札日当日	7
（5）代理人による入札	7
（6）その他	7
5 契約の締結	8
6 売買代金の納付・登記	8
7 土地取得によるその他の費用、税金	10
（1）上水道	10
（2）都市ガス	10
（3）不動産取得税（県税）	11
（4）固定資産税・都市計画税（市税）	11
（5）その他	11
8 結果の公表	11
○入札心得書	12～13
○関係書類	
・入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	14
・委任状	15
・誓約書	16
・入札書	17
・市有財産売買契約書（案）	18～21
・市有財産受領書	22
・登記完了証及び登記識別情報通知受領書	23

## 市有地売払い（一般競争入札）のながれ

### 入札参加申込

所定の様式により、郵送（簡易書留で申込期間内必着）もしくは財産活用課（佐野市高砂町1番地 佐野市役所4階）へお持ちください（4～5ページ）。

【申込期間】 令和8年2月25日（水）午前9時00分  
～令和8年3月13日（金）午後5時00分

### 入札保証金納付

令和8年3月13日（金）までに入札金額の5%以上を納めていただきます（5～6ページ）。

不落の場合、入札保証金は後日お返しします（3週間程度要）。  
落札者においては、入札保証金は契約保証金に充当します。

### 入札実施

令和8年3月18日（水）午前10時00分から  
（受付は午前9時30分～午前9時50分）

（場所：佐野市高砂町1番地 佐野市役所7階・701会議室）  
予定価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。

### 契約保証金納付

契約金額の10%以上を契約締結の前に納めていただきます。  
契約保証金は売買代金に充当します。

### 契約締結

落札決定の日から、休日を除く7日（3月30日（月））以内に  
契約を締結していただきます。

契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担になります。

### 売買代金納付

契約締結の日から60日以内に納めていただきます。

### 所有権移転登記

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。  
登記の手続きは、売買代金の納付を確認後、市が行います。  
所有権移転登記に必要な「登録免許税」は、落札者の負担になります。

### 物件の引渡し

現状のまま対象物件を引き渡します。  
受領書（2種）を提出してください。

## 1 売払い方法

一般競争入札による売払い。

**この入札に参加するには、事前申込が必要です**

申込期間：令和8年2月25日（水）午前9時00分

～令和8年3月13日（金）午後5時00分

※一般競争入札による売払いとは、土地及び建物の購入希望者が購入価格を記入して入札を実施し、市が予定していた価格以上で、最高の価格を提示していただいた方が契約者となる方法です。

## 2 入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。

ただし、次のいずれかの規定に該当する方は参加できません。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者
  - ア 本市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 本市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 本市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて本市との契約を履行しなかった者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 市町村税を滞納している者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員

### 3 売払物件（現地説明会日時）

物件番号	区分	所在・構造	地目・種類	地積(公簿)	予定価格 (最低売却価格)
7-1	土地	佐野市葛生東2丁目2540番1	宅地	551.00㎡ (約166坪)	1,180,000円 《内訳》 【土地】 1,180,000円 【建物】 0円
	建物	佐野市葛生東2丁目3番25号 ①木造平家建 ②木造平家建 ③木造平家建 ④コンクリートブロック造平家建	①住宅 ②住宅 ③住宅 ④車庫	①49.58㎡ ②49.58㎡ ③49.58㎡ ④45.00㎡	
現地説明会 日時	令和8年3月9日(月)【7-1】午前10時00分～午前11時00分 ※ <u>現地説明会は申込制</u> とします。 希望する場合は <u>令和8年3月6日(金)まで</u> に、佐野市役所財産活用課 (0283-20-3050)までお申込みください。				

※詳細は、別添の「物件調書」をご覧ください。

### 4 入札方法等

#### (1) 申込期間・書類

令和8年2月25日(水)午前9時00分から

令和8年3月13日(金)午後5時00分までに、下記書類を提出してください。

- ① 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書(14ページ)  
※印鑑は実印を使用してください。  
※申込人が代理人の場合は、委任状(15ページ)を提出してください。
- ② 誓約書(16ページ)
- ③ 個人の場合：住民票(本籍地と筆頭者の記載のあるもの)  
法人の場合：履歴事項全部証明書
- ④ 印鑑証明書
- ⑤ 市税納税証明書(直近1年分)

### 【注意事項等】

※入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書は、申込受付後に、受付印を押印しコピーを交付しますので、入札日受付の際、お持ちください。

※①、②は市ホームページからもダウンロードできます。

[https://www.city.sano.lg.jp/kurashi\\_gyosei/shiseijoho\\_nyusatsu/shiarizaisan/6928.html](https://www.city.sano.lg.jp/kurashi_gyosei/shiseijoho_nyusatsu/shiarizaisan/6928.html)

メニュー → 市政情報・入札 → 市有財産 → 市有財産の売払い

※③～⑤は発効日から3ヵ月以内のものとしします。

※申込期間内に申込手続きを済まされた方以外は、入札に参加できません。

※売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された方の名義で行われます。

※建物の建築等を行う場合には様々な規制や遵守事項がありますので、あらかじめご確認ください。詳しくは関係機関までお問い合わせください。

※お預かりした書類はお返ししません。

## (2) 申込方法

財産活用課へ直接お持ちになるか、もしくは、簡易書留で郵送してください。

【事務所所在地】 佐野市高砂町1番地 佐野市役所4階

総合政策部 財産活用課財産活用係

【郵送先】 〒327-8501（佐野市高砂町1）佐野市役所財産活用課 財産活用係

※郵送の場合：令和8年3月13日（金）17:00必着



### (3) 入札保証金の納付

- ① 入札に参加される方は、令和8年3月14日(金)までに入札保証金(入札金額の5%以上の額)を納入していただきます(円未満切上)。

入札保証金額により入札金額の限度額が変わりますのでご注意ください。

物件 番号	所在地	予定価格 (最低売却価格)	最低入札保証金額 (入札価格の5%)
7-1	佐野市葛生東2丁目2540番1	1,180,000円	59,000円以上

20倍が入札金額の限度額

入札保証金の納入方法については、下記のどちらかから選択できます。

市が発行する納入通知書(申込時にお渡しできます。)
納入通知書を利用できる指定金融機関は、下記のとおりです。 足利銀行、群馬銀行、東和銀行、栃木銀行 栃木信用金庫、佐野信用金庫、中央労働金庫 佐野農業協同組合
銀行口座振込
◆金融機関名：足利銀行 ◆支店名：佐野支店 ◆口座種別：普通預金 ◆口座番号：126417 ◆口座名義：佐野市会計管理者(フリガナ) サノシカケイカンリョ ※銀行口座振込の場合、振込手数料はご負担いただきます。

- ② 入札保証金は、落札者以外の方には、後日、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書記載の口座にお返しします(3週間程度要します)。
- ③ 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当します。
- ④ 入札保証金には利息を付しません。
- ⑤ 入札保証金の納付が確認できない場合、領収書の写しを財産活用課までFAXで送信もしくはお持ちいただくことがあります。

#### (4) 入札日当日

- ① 入札日時 令和8年3月18日(水) 午前10時00分から  
(受付は午前9時30分～午前9時50分)
- ② 入札場所 佐野市高砂町1番地 佐野市役所  
7階 701会議室

※ 受付の手続きがありますので、余裕を持ってお越しください(時間厳守)。

#### ●お持ちいただくもの●

##### 【受付時に必要なもの】

- ① 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書のコピー  
(市の受付印が押印されたもの)
- ② 入札保証金納入の領収書(コピー可)
- ③ 委任状(15ページ) ※入札参加者が代理人である場合

##### 【入札時に必要なもの】

- ④ 入札書(17ページ)
- ⑤ 入札書提出用封筒(任意のもの(長3以下)、糊付け不要)

#### (5) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出していただきます。

#### (6) その他

- ① 入札参加者は、入札心得書(11～12ページ)を熟読の上、入札してください。
- ② 入札後、不落となった物件については、令和8年4月1日(水)午前9時00分より、先着順による随時売払いへ移行します。

## 5 契約の締結

### ① 売買契約締結期限

落札者は、落札決定の日から、休日を除く7日[令和8年3月30日(月)]以内に佐野市と売買契約を締結しなければなりません。

### ② 契約保証金の納付

落札者は、売買契約締結と合わせて売買金額の10%以上の契約保証金を納付しなければなりません。なお、入札保証金は契約保証金に充当します。

### ③ 契約に伴う費用

契約の締結及び履行に関する費用(印紙税)は、落札者の負担となります。

契約額(売買代金)	印紙税額
100万円超 500万円以下	1,000円
500万円超 1,000万円以下	5,000円
1,000万円超 5,000万円以下	10,000円

### ④ 入札保証金の帰属

落札者に起因する事情により本契約が締結できない場合、入札保証金は佐野市に帰属します。

## 6 売買代金の納付・登記

### ① 売買代金の納付

契約保証金を除いた売買代金は、売買契約締結の日から60日以内に納付していただきます。納付期限までに売買代金が完納されない場合は、契約を解除し、契約保証金は佐野市に帰属します。

### ② 所有権の移転及び登記手続

売買土地の所有権は、落札者が売買代金を完納したときに佐野市から落札者に移転しますので、「市有財産受領書」(20ページ)を提出してください。

所有権の移転後、佐野市において所有権移転登記手続を行います。登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。所有権移転後、登記完了証及び登記識別情報通知をお渡ししますので、「登記完了証及び登記識別情報通知受領書」(21ページ)を提出してください。

●登録免許税（国税）

土地や建物等の所有権等を登記する方が納めていただく税金です。  
売買代金納入後、所有権移転登記を行う際に費用が必要になります。

固定資産税評価額×1.5%（令和8年3月31日までの軽減税率）

※固定資産税評価額＝土地購入代金ではありません。

③ 契約不適合責任

契約締結後、売買土地に面積の不足、その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。

## 7 土地取得によるその他の費用、税金

### (1) 上水道

#### ① 上水道につなぐ工事費

上水道は市有地まで引き込まれている場合、敷地内配管に関しましては落札者負担になります。引き込まれていない場合や引込済の口径以上の給水管を希望される場合は、引き込み工事費が別途かかります。

また、引き込まれている水道管を使用しない場合、買受者負担にて本管からの給水管を撤去していただくこととなりますのでご了承ください。

#### ② 上水道加入金

上水道の加入金が必要になります。なお、加入金額は設置するメーターの口径によって定められています。

メーター口径	加入金額
13mm	55,000円
20mm	154,000円
25mm	275,000円
40mm	913,000円
50mm	1,595,000円
75mm	4,389,000円
100mm	9,020,000円

### (2) 都市ガス

市有地までガス管が引き込まれている場合、敷地内配管工事に関しましては落札者負担になります。都市ガスの整備地域内で引き込まれていない場合は、引き込み工事費が別途かかります。整備地域外の場合、都市ガスの引込はできません。

### (3) 不動産取得税（県税）

土地や家屋を取得した方が、栃木県に納めていただく税金です。

- ・土地の税額＝評価額×3%（宅地又は宅地比準土地：評価額が1/2に軽減）
- ・家屋の税額＝評価額×3%

※令和9年3月31日まで延長された特例措置による税額です。

※評価額＝土地購入代金ではありません。

※一定の要件を満たす住宅又は住宅用土地を取得したときは、不動産取得税が軽減されます。

詳しくは栃木県安足県税事務所までお問い合わせください。

TEL0283-23-1458

#### (4) 固定資産税・都市計画税（市税）

毎年1月1日現在に土地や家屋を所有している方が、佐野市に納めていただく税金です。

固定資産税＝固定資産税評価額×1.4%

都市計画税＝固定資産税評価額×0.3%

※固定資産税評価額＝土地購入代金ではありません。

※住宅用地として使用する場合、固定資産税を軽減する特例措置があります。詳細は資産税課（0283-20-3009）にお問い合わせください。

#### (5) その他

敷地内に電柱、支線、樹木、埋設物等が存在する場合がありますが、移転や撤去に係る費用負担は落札者において行ってください。

また、売払物件について越境物等が存在する場合は、越境物等に関する隣接土地所有者との協議等は、すべて落札者において行っていただきます。

なお、土壌汚染調査、地盤調査、地下埋設物調査などは行っておりませんので、必要な場合は、所有権移転後に落札者の費用負担において行ってください。

## 8 結果の公表

売却結果については、各物件情報、最低売却価格、落札者の個人法人の別、落札価格について佐野市ホームページにおいて公表します。

## 入 札 心 得 書

1. 入札参加者は、佐野市有地売払い要領及び本心得書を熟読の上、入札してください。
2. 入札参加者は、入札に関し市の担当者の指示に従ってください。
3. 入札参加者は、事前に、申込書等規定の書類を提出してください。入札参加者が代理人である場合は、入札当日、本人の委任状を提出してください。
4. 入札参加者は、事前に入札保証金として入札金額の100分5以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。再入札（2回まで）を行う場合がありますので、再入札金額を見込んで納付してください（再入札時の追加納付はできません。）。
5. 入札保証金は、入札後、落札者を除き、入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書に基づき、依頼書記載の返還口座に還付します（約3週間程度後）。なお、返還する入札保証金には利息は付しません。  
また、落札者の入札保証金は売買契約を締結したときに、契約保証金の全部又は一部に充当します。
6. 入札は、所定の入札書により、封筒にて提出してください。
7. 入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入の上、必ず押印してください。
8. 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
9. 次の各号の一に該当する入札は無効になります。（入札に関する条件）
  - (1) 入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（入札参加者が代理人である場合は本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者の入札
  - (2) 本心得書4に定める入札保証金を納めない者の入札
  - (3) 1人で一度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
  - (4) 入札書の金額を訂正したもの
  - (5) 入札書の入札金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）の確認がしがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのものその他主要な事項が識別しがたいもの
  - (6) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があつた者の入札

- (7) 公告又は本心得書事項に違反した入札
  - (8) 入札に関し、市の担当職員の指示に従わなかった者の入札
  - (9) 酒気を帯びて入場した者の入札
  - (10) 郵送、インターネットによる入札
10. 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに、入札者を立ち合わせて行います。この場合において、入札者が立ち会わないときは、市の指定した職員を立ち合わせて開札します。
11. 開札の結果、市の予定価格に達する入札のない場合で入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに、再度入札を行います。再度入札は2回を限度とします。この場合において、再入札金額の100分5以上（円未満切上げ）の入札保証金額が納付されているかご確認ください（不足している場合は、再入札は無効となります。）。
12. 開札の結果、市の予定価格以上の最高のもをもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに、くじ引きによって落札者を定めます。
13. 落札者が、落札決定の日から7日以内（ただし、佐野市の休日を守る条例（平成17年佐野市条例第2号）に規定する休日は算入しない）に売買契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することになります。（落札決定の日に売買契約を締結することも可能です。）
14. 落札者は、売買契約の際、市指定の方法により契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければなりません。
15. 落札者は、売買代金から契約保証金を除いた金額を、市が交付する納入通知書により、売買契約締結の日から60日以内に納めなければなりません。
16. 契約保証金は、前項の金額を納入期限までに完納したときに、売買代金の一部に充当します。ただし、この金額を納入期限までに完納しないときは、市に帰属することになります。契約保証金に利息は付しません。
17. 本心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同施行令、佐野市財務規則の定めるところによって処理します。

別記様式第1号

受付印

入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

佐野市長 金子 裕 様

住 所

申込人

氏名又は名称

及び代表者名

㊞

(実印)

市有財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

入札名 市有財産一般競争入札 (令和7年3月18日入札)

入札物件

物件番号	物件所在地
7-1	佐野市葛生東2丁目2540番1

注) 申込人が代理人である場合は、委任状を添付すること。

返還事由が生じた場合、上記入札物件に係る入札保証金(金\_\_\_\_\_円)の返還を請求します。返還する際は、下記の口座へ返還してください。なお、返還につき、入札終了後に3週間程度遅れて返還されることについて異議はありません。

入札保証金の返還請求者	フリガナ				
	住所(所在地)				
	フリガナ				
	氏名・名称	㊞			
振込先金融機関 (郵便局を除く)	支店名	預金種目	普通・当座	口座番号	
		口座名義人			
銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫	支店	フリガナ			
	支所	氏名・名称			

※入札保証金に利息は付しません。

※受付後、本書のコピーをお渡ししますので、入札当日お持ちください。

# 委任状

佐野市長 金子 裕 様

住 所

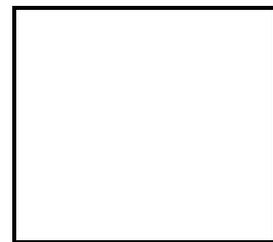
氏名又は名称  
及び代表者名

⑩

入札名 市有財産一般競争入札（令和8年3月18日入札 物件番号第 7-1 ）

私は、（住所） \_\_\_\_\_ （氏名） \_\_\_\_\_ を  
代理人と定め、上記の入札に関する一切の権限を委任します。

受任者使用印鑑



## 誓 約 書

佐野市有財産売払いに係る一般競争入札の参加申込にあたって、次のことを誓約（同意）します。

### 記

- 1 佐野市有地売払い要領に記載されている入札に参加できない者に該当しません。また、入札参加資格の確認のために、申込者（法人の場合は役員も含む。）について佐野市が佐野警察署に照会することに同意します。
- 2 入札に際し、物件の状況、佐野市有地売払い要領、市有財産売買契約書（案）等、すべて承知の上で参加しますので、後日これらの事柄について佐野市に対し、一切の意義、苦情を申し立てません。
- 3 買い受けした物件の利用にあたっては、契約条項及び関係法令等を遵守します。

令和 年 月 日

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名

⑨

# 入 札 書

令和 年 月 日

佐野市長 金子 裕 様

入札者 住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名 ⑩

受任者 住 所  
氏 名 ⑩

入 札 金 額  ¥ \_\_\_\_\_

入 札 保 証 金  ¥ \_\_\_\_\_

入札物件

物件番号	所在地
7 - 1	佐野市葛生東 2 丁目 2 5 4 0 番 1

上記のとおり地方自治法、同施行令及び佐野市財務規則等関係法令を遵守し、  
入札及び契約に関する事項をすべて承認の上、入札いたします。

別記様式第6号

市有財産売買契約書

売出人 佐野市（以下「甲」という。）と買受人 □□□□（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買土地）

第2条 甲は、その所有する次の土地及び建物（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

区分	所在地	地目	地積	備考
土地	佐野市△△町××番		m <sup>2</sup>	

区分	所在地	種類	構造	床面積	備考
建物	佐野市△△町××番			m <sup>2</sup>	

（売買代金）

第3条 売買代金は ○○○○円 とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として ●●●●円 をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（売買代金の納入期限）

第5条 乙は、売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲の発行する納入通知書により、一括して甲が指定する日までに佐野市指定金融機関に納入するものとする。

（契約保証金の充当）

第6条 契約保証金は、前条に定める金額を完納したときに、甲において売買代金の一部に充当するものとする。

(契約保証金の処分)

第7条 乙が、第5条の指定日までに売買代金を完納しないときは、契約保証金は、市に帰属するものとする。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(所有権の移転)

第8条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

(土地の所有権移転登記の嘱託及びその費用)

第9条 乙は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権移転の登記を請求するものとする。

2 甲は、乙の請求により、遅滞なく所有権の移転登記を所轄法務局に嘱託するものとする。この場合に必要な登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第10条 甲は、第8条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときは、遅滞なく、売買物件を現状のまま乙に引き渡すものとする。

2 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、甲の定めるところにより、直ちに受領書を甲に提出するものとする。

3 乙は、売買物件に含まれる建物、建物付属設備、工作物、地下埋設物、残置物等が現状のまま引き渡されることを十分に理解し、これらを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保、及び解体撤去等に伴い発生する費用について、自らの責任と負担において行うものとする。

(危険負担)

第11条 この契約締結後、売買土地の引渡しまでにおいて、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又は毀損した場合は、その損失は、乙の負担とする。

(契約不適合)

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件に面積の不足、その他契約の内容に適合しないことがあることを発見しても、売買代金の減額もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(乙の原状回復義務等)

第14条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が該当売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する日までに当該売買物件の所有権抹消登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(賠償責任)

第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、第13条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費、その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(返還金)

第17条 甲は、この契約を解除したときは、収納済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、第7条の規定により契約保証金を市に帰属させる場合は、収納済みの売買代金から契約保証金に相当する額を差し引いた金額を返還するものとする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売出人 甲 栃木県佐野市高砂町1番地  
佐野市  
市長 金子 裕

買受人 乙 住所

氏名

Ⓜ

# 市有財産受領書

令和 年 月 日

佐野市長 金子 裕 様

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

Ⓜ

令和 年 月 日 付けで売買契約した次の市有財産を受領しました。

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)

# 登記完了証及び登記識別情報通知

## 受領書

1. 所有権移転登記完了証 通  
2. 登記識別情報通知 通

ただし、令和 年 月 日付、市有財産売買契約の所有権移転登記完了証  
及び登記識別情報通知

上記のとおり受領いたしました。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

印

佐野市長 金子 裕 様